

## 2024 人事異動に関する要求書

- 1 異動内示については、過去に県人事委員会も「勤務条件性がある」と認めているとおり、職員の勤務労働条件に大きく関わるものであることから、内示を3月1日までに行うこと。  
特に感染症への感染など特殊事情を考慮し柔軟な対応とするとともに、円滑な引継ぎ、適正な業務執行の確保のためにも、内示日から発令日まで3週間を最低限として確保すること。
- 2 異動については、本人希望を最大限尊重し、子どもの養育、家族の介護、通院等の家庭事情にも十分配慮し、特に遠距離異動が必要となる場合には、事前の本人意向を確認するとともに、赴任地に係る早期内示を行うこと。  
また、長期の単身赴任者や遠距離通勤者の解消に努めること。  
専門職種等における合意形成を前提に、人事異動に関するルール（エリア・年数・処遇等）を確立すること。
- 3 国、他県、市町村、独立行政法人、指定管理施設、各種団体、民間企業等への出向・派遣については、着任の1月以上前に出向・派遣期間及び労働条件等を説明し、本人同意の上で行うこと。  
また、不同意の場合であっても不利益を生じさせないこと。  
なお、これまでの派遣経験職員から生活・業務上の不利益等の実態把握に努め、労働条件改善を行うこと。
- 4 振興局長権限等による市町村との交流人事について、これまでの交流実態の検証を行い、不適切な人事は是正すること。また、勤務労働条件の大幅な変更となることから、事前に派遣期間及び労働条件等を説明し、本人同意を前提とすること。
- 5 段階的定年引上げの制度完成までの間、現行の暫定再任用制度について、採用にあたっての所属長推薦を廃止する等の簡略化をはかり、希望者全員の採用を基本に定数増等の対策をはかること。
- 6 災害、感染症、家畜伝染病対策や、各業務に関する事務事業など、業務量の増加に伴う人員配置について、新卒者を中心とする正規職員を基本とした適切な人員配置を行うこと。
- 7 任期付職員についても職務や家庭事情等による異動希望を十分に把握し、本人希望を優先した対応を行うこと。
- 8 赴任期間について制度保証するとともに、円滑な事務引継ぎ、住居移転等の状況に考慮し、新所属において早期着任を強制しないよう徹底すること。
- 9 公舎の入居申請事務については、担当職員の負担や入居希望者の不利益とならないよう配慮すること。特に、住居確保が困難となっている地域については、借り上げ等により積極的に住居を確保するなど、使用者の責

任で住居を確保すること。

10 特殊事情（職場不適合を含む）等に関する労使協議、人事異動に関する苦情処理システムを確立すること。